

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十八年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所			
農事組合法人ほたるの郷	宇陀郡御杖村大字菅野三〇三二番地	上野 修市	桜井市大字山田二一六八番ほか五筆	宇陀郡御杖村大字菅野四一九三番ほか四筆
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村大字八釣三五番地の三	太田 光央	桜井市大字山田七四一番ほか八筆	桜井市大字東新堂五五五番一
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	奈良ジェイエイエービス株式会社	桜井市大字新屋敷五六番一ほか六筆	桜井市大字新屋敷一四五番地
奈良ジェイエイエービス株式会社	奈良市大森町五七番地の三		檀原市吉田町二四番一ほか十筆	

二 認可年月日

平成二十八年十一月二十九日